

パブリックコメント

市民意見提出制度

「南相馬市病院事業の設置等に関する条例の改正(案)」について、パブリックコメント手続きをしますので、皆さんの意見や提案をお寄せください。

条例改正の趣旨

小高病院の病床99床を総合病院に統合し、小高病院は外来診療に特化した総合病院の附属診療所として再生するため、条例を改正します。

条例改正の概要

小高病院については、平成26年4月より外来診療を再開しましたが、東日本大震災による建物の損壊及び医療従事者不足により入院機能を停止している状況にあります。

これまで、小高病院の入院医療の再開に向けた検討を重ねてきたところでありますが、地域医療の安定的かつ継続的な提供を図るため、平成28年度に策定した南相馬市立病院改革プランにおける①小高病院の入院機能を総合病院に移管し総合病院の機能充実を図る。②小高病院の外来機能は総合病院のサテライト診療所として再生する。などの方針に基づき、小高病院と総合病院の再編を行うものです。

意見等の提出方法

- 書式は自由です。
- 提出は窓口へ持参するか郵便またはファックス、電子メールなどで提出してください。
- 法人や団体の場合は、名称、所在地及び代表者を明記してください。

意見等の提出期間

10月19日(木)～11月7日(火)

素案の公表場所

市立総合病院事務課、市立小高病院事務課、市役所市民課、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

公表期間

10月19日(木)～11月7日(火)

提出先・問合せ

〒975-0033 原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立総合病院事務課
Tel 26-7541 Fax 22-8853
Email sogo-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp

〒979-2121 小高区東町三丁目8番地
南相馬市立小高病院事務課
Tel 44-2025 Fax 44-6588
Email odaka-hp-jimu@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

(1) 経過

市立病院は、民間病院との役割分担のもと、地域で不足する医療や不採算医療などの医療提供体制の確保を図り、将来にわたり持続可能な病院運営を目指していかなければならないなど地域医療において重要な役割を担っています。

そのためには、医師をはじめとする必要な医療資源の確保や安定した経営基盤の確立を図っていくなど、市立病院の果たすべき責任も大きく、震災以降崩壊した小高区の医療提供体制の再構築も大きな課題となっています。

そのような中、小高病院については、平成26年4月より外来診療を再開したものの東日本大震災による建物の損壊及び医療従事者不足により入院機能を停止している状況にあり、これまで入院医療をはじめとする小高病院のあり方について、「南相馬市地域医療在り方検討委員会」や「南相馬市立病院運営審議会」などで協議を重ねてきました。

(2) 新公立病院改革プラン

平成26年6月に団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立し、福島県が策定した地域医療構想の実現に向けた「新公立病院改革ガイドライン」に基づく南相馬市立病院改革プランを策定し、その中で市立病院が公立病院として担う役割等について以下のとおり方針を示しました。

[南相馬市立病院改革プランにおける市立病院の担うべき役割等]

	担うべき役割	取組方針
総合病院	地域の基幹病院として、必要な医療機能・体制の充実を図る	①新たな病院経営の再構築 ②救急医療の受入れ体制の強化 ③公立病院として担うべき診療科の増設と病床機能・形態の確保
小高病院	総合病院の [※] 附属診療所として、住民に安心を提供する	①診療所としての経営基盤の確立 ②全病床を総合病院へ移行することで、外来診療と在宅診療へ特化 ③専門医療（総合病院）との連携強化

※附属診療所・・・総合病院の診療機能の一部として医療提供を行う施設。

(3) 市立病院の再編

市立病院は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による人口減少に伴い医療従事者の離職が重なり、地域内での医師をはじめとする医療従事者の確保が困難な状況にあるなど、病院運営が厳しい環境下にある中、限られた医療資源を有用し地域医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、市立病院の機能を再編し地域医療の再生を図る必要があります。

また、地域内で不足する慢性期疾患を受け入れる療養病床については、小高病院が保有する

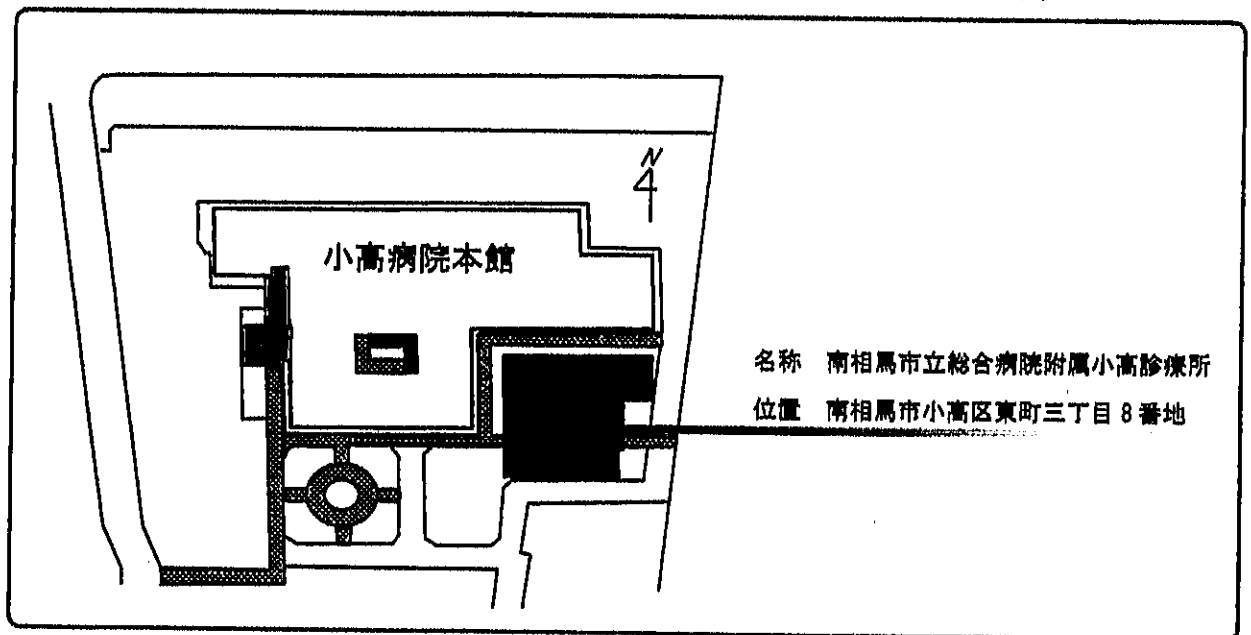
51床の療養病床の機能を総合病院の病床として活用することで早期に機能再開が見込まれ、震災以降、地域外の療養施設や有料老人ホームなどへ入所しなければならないといった不安や心配が解消され、地域内で安心した療養を受けられる環境を整えるためにも医療資源の有効活用を図ることが望まれるところです。

このことから、小高病院は、地域住民に最も身近な医療機関として、また、患者に密接な医療提供の拠点として外来診療に特化した総合病院の附属診療所に再生し、小高病院の病床99床を総合病院に統合することで、地域医療を提供する公立病院としての医療の質の向上と経営の効率化が図られるものであり、市立病院の再編に必要な条例改正を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 診療所の設置

小高病院の外来診療棟に総合病院の附属診療所として小高診療所を設置します。

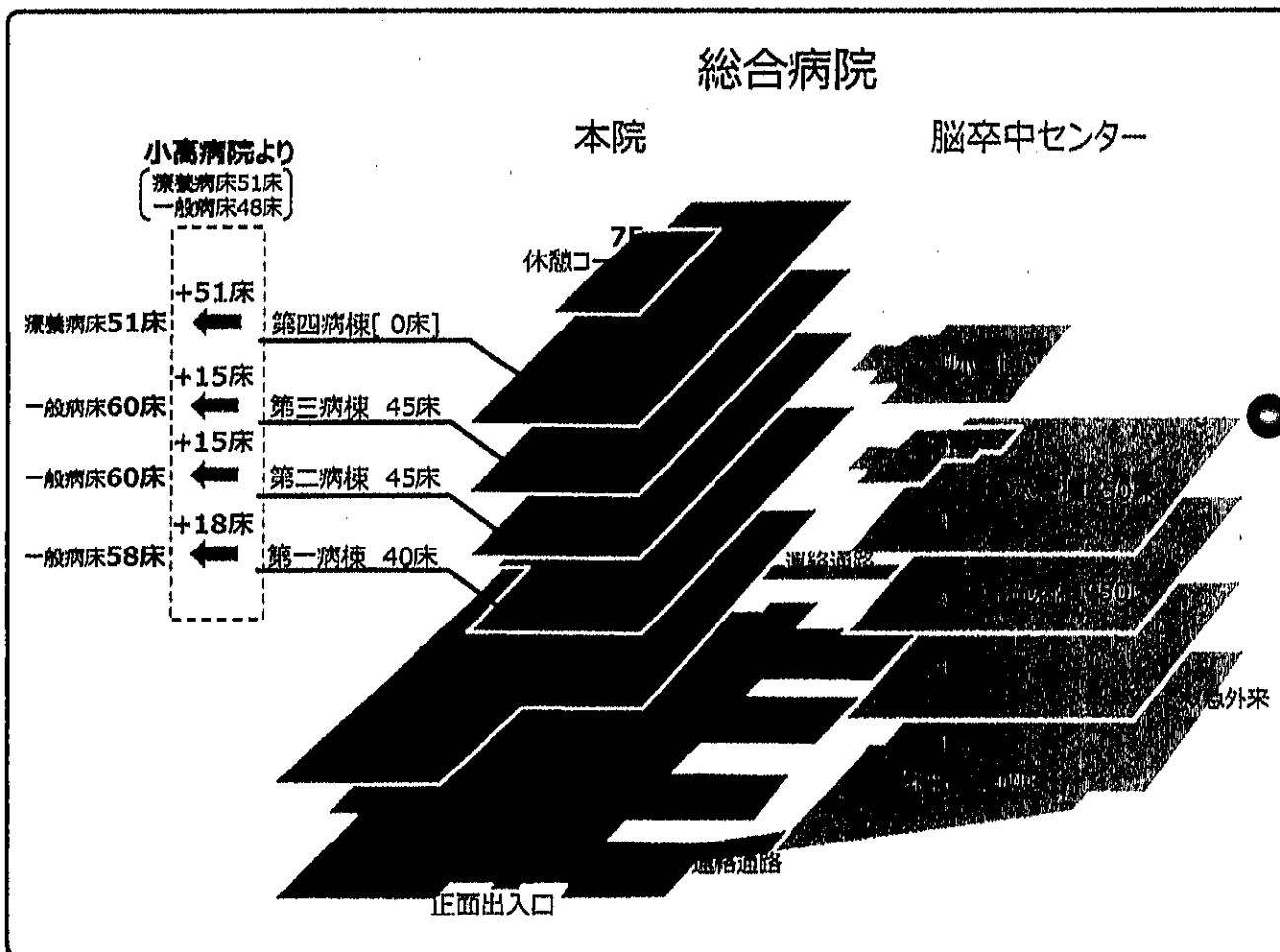


【附属診療所と総合病院の取り組み】

- 附属診療所では、小高病院での診療時間を引き継ぐこととし、閉所時に提供する診療科目は内科や外科とした中で、住民の帰還状況や地域の医療ニーズ等を勘案して他の診療科の再開を検討するなど柔軟な対応に努めます。
- 遠隔・在宅診療の充実や訪問看護サービスの提供などについても検討して参ります。
- 総合病院の診療機能の一部として、小高区地域内での外来診療の提供体制の継続と充実に向け努めます。
- 精密な検査や入院が必要な場合、総合病院への円滑な引き継ぎを行い、受診される方が治療に専念できる環境を整えます。
- 総合病院で検査が必要な場合などで交通手段がない場合の対応などについては、地域内の医療機関のニーズなども踏まえ調整のうえ対応して参ります。

(2) 病床数

小高病院の病床数 99 床（一般病床 48 床及び療養病床 51 床）をすべて総合病院に統合し、総合病院の病床数（一般病床 230 床）を 329 床（一般病床 278 床及び療養病床 51 床）に変更します。



(3) 施行期日

平成30年4月1日

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第214号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(病院事業の設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p style="text-align: center;"><u>(経営の基本)</u></p> <p>第2条 <u>病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 病院事業には、病院及び診療所（以下「病院等」という。）を設け、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>3 病院等の診療科目は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>4 病院の病床数は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第3条 【略】</p> <p style="text-align: center;">(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 【略】</p>	<p style="text-align: center;">(病院事業の設置)</p> <p>第1条 【略】</p> <p style="text-align: center;"><u>(病院の名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>病院の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経営の基本)</u></p> <p>第3条 <u>病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 診療科目は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 病床数は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 【略】</p> <p style="text-align: center;">(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 【略】</p>

(会計事務の処理)

第5条 【略】

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 【略】

(業務状況説明書類の作成)

第7条 【略】

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区東町三丁目8番地

別表第2 (第2条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3 (第2条関係)

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 278床
	療養病床 51床

(会計事務の処理)

第6条 【略】

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 【略】

(業務状況説明書類の作成)

第8条 【略】

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地

別表第2 (第3条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科

別表第3 (第3条関係)

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 170床
	特例救急病床 10床
	特例リハビリテーション病床 50床
南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

南相馬市病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第2項の規定により、病院事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 病院事業には、病院及び診療所（以下「病院等」という。）を設け、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
- 3 病院等の診療科目は、別表第2のとおりとする。
- 4 病院の病床数は、別表第3のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第5条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、

次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び公金の支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区東町三丁目8番地

別表第2（第2条関係）

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、 整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻 咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻 酔科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3（第2条関係）

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 278床 療養病床 51床

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。